

**委託契約における特命随意契約の結果について**  
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
(仮称) 新下山手住宅4号棟建設工事設計見直し業務	令和5年2月14日	(株)山本設計	9,328,000	本業務は令和元年7月31日に完了した「(仮称)新下山手住宅4号棟建設工事設計業務(実施設計)」の見直し業務であり、当初設計業務と一体の関係にある。当初委託先に履行させることは、当初設計の内容を十分理解しているため、経済的合理性があり、今回の変更に伴う全体的な見直しも含めて円滑に業務を遂行する上で不可欠であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建築住宅局住宅整備課 (TEL: 078-595-6506)
(仮称) 垂水駅前立体駐輪場(西D)・ロータリ整備工事設計意図伝達業務	令和4年10月4日	(株)山本設計	1,474,000	設計意図伝達業務は「工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する業務」であることから、設計業務を受託した者しか行い得ない業務である。このため、設計業務の受注者である上記の業者と随意契約する必要がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建築住宅局技術管理課 (TEL: 078-595-6580)
新北区文化センター建設工事設計業務	令和4年10月5日	石本・アトリエベータ設計共同体 代表者 株式会社石本建築事務所 大阪オフィス	210,199,000	神戸市建築工事設計監理外注委員会における、公募型簡易プロポーザルの提案内容の審査結果による順位に基づき、見積合わせを行うため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建築住宅局技術管理課 (TEL: 078-595-6580)
こうべ小学校校舎増築他工事設計意図伝達他業務	令和4年10月25日	山本設計・新日本設備計画設計共同体 代表者 株式会社山本設計 代表取締役 山本康一郎	18,480,000	設計意図伝達業務は「工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する業務」であり、設計業務の受託者である上記業者しか行い得ない業務である。また、計画変更に伴う設計図書、積算及び申請図書の更新業務についても、当初の設計業務の受託者が実施することが合理的である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建築住宅局技術管理課 (TEL: 078-595-6580)
西部処理場北系水処理施設築造工事(建築・建築設備)その2設計意図伝達業務	令和4年11月21日	(株)昭和設計	7,326,000	設計意図伝達業務は「工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する業務」であることから、設計業務を受託した者しか行い得ない業務である。このため、設計業務の受託者である上記の業者と随意契約する必要がある。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建築住宅局技術管理課 (TEL: 078-595-6580)
市章山電飾照明制御遠隔化改修業務	令和4年12月21日	パナソニックEWエンジニアリング(株) 近畿支店	17,875,000	本設備の照明制御システムは、既設メーカーの独自技術により構成されたシステムであり、改修後の照明制御システムの性能を保証できるのは既設メーカーでなければ不可能である。一方、既設メーカーには、施工を担う部門が無く、現場に主任技術者を配置すること等が困難であるため、工事の実施及びシステムの品質保証を行うためには、既設メーカーが推奨し、既設メーカーの施工を担う、上記契約の相手方と随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建築住宅局技術管理課 (TEL: 078-595-6580)

**委託契約における特命随意契約の結果について**  
 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

王子南公園クラブハウス改築工事実施設計業務	令和5年2月22日	長尾健建築研究所	13,167,000	当業務は前業務に基づいて実施する業務であり、当業務と前業務は一体の業務として、指名型簡易プロポーザルの提案内容の審査により委託先を選定しているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建築住宅局技術管理課 (Tel: 078-595-6580)
新垂水図書館・ロータリー・原動機付自転車駐車場他整備工事設計修正業務	令和5年3月10日	フジワラボ・タト・トミト設計共同体 代表者(株)フジワラテッペイアーキテクトラボ	2,829,200	本業務は、令和3~4年度に実施した「新垂水図書館・ロータリー・原動機付自転車駐車場他整備工事設計業務<実施設計>」の雨水幹線移設工事について施工予定箇所の試掘調査を行った結果、一部仮設計画の見直しの必要が生じたため修正設計業務を行うものであり、本業務を行うにあたり、当初設計業者と同一の業者に委託することは、当初設計の内容を理解し、円滑に業務を遂行する上で不可欠である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建築住宅局技術管理課 (Tel: 078-595-6580)
三宮駐車場エレベーター増築工事設計見直し業務	令和5年3月27日	(株)エーアンドディー 設計企画	2,827,000	本業務は、令和4年10月31日に完了した「三宮駐車場エレベーター増築工事設計業務」の設計を見直すもので、発注前の図面および設計書に対する修正業務であり、当初設計業務と一体の関係にあるため、上記の当初設計委託先に履行させることは、当初設計の内容を理解し、円滑に業務を遂行する上で不可欠である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	建築住宅局技術管理課 (Tel: 078-595-6580)